

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職
の職員の期末手当及び勤勉手当の
支給に関する規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 1 0 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

改正 平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例
(平成 1 1 年条例第 1 9 号)に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に関し、必
要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する期末手当及び
勤勉手当に関しては、太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関す
る規則(平成 1 7 年太田市規則第 6 7 号。以下「太田市規則」という。)の例に
よる。ただし、太田市外三町広域清掃組合以外の職員の職を併せ有する者の手当
に関しては、当該市町の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の定め
によるものとする。

(支給日)

第 3 条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、太田市規則第 2 4 条別表第 3 にかかわ
らず次の表によるものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和
2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近
い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。